

鳥取県告示第204号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住 所	失効年月日
鳥取県 第495号	蒸製魚鱗及 びその粉末	蒸製うろこ 粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 18.0		社団法人境港水産加工 污水处理公社 境港市昭和町12-19	平成21年6月5日
鳥取県 第507号	蒸製魚鱗及 びその粉末	蒸製うろこ 粉末2号	窒素全量 6.0 りん酸全量 20.0		〃	平成21年6月30日
鳥取県 第523号	混合有機質 肥料	F. F. P	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	公定規 格のと おり	鳥取罐詰株式会社 境港市弥生町206	平成21年4月16日
鳥取県 第528号	〃	EMスーパ ーアグリ	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	〃	農事組合法人米子葉た ばこ堆肥生産組合 米子市岡成585-1	平成21年7月24日
鳥取県 第539号	〃	Pフィッシ ュ	窒素全量 5.0 りん酸全量 17.0	〃	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成21年5月7日